

ごみ処理基本計画の取組状況及び今後の取組（案）について

◎ 趣旨

ごみ処理基本計画（令和3～令和17年度）の短期目標（令和7年度）の達成に向け、令和4年度の取組状況を報告するとともに、令和5年度の取組内容を含む「ごみ処理実施計画」の内容について協議するもの

1 基本指標に対する取組状況

【参考：基本指標の考え方等について】

◇ 国の考えに基づき平時におけるごみ量から推計し目標を設定する。

※ 平成29年度から令和4年度（見込み）のごみ・資源物の排出量、最終処分量、資源化量は参考資料2参照

(1) 【基本指標1】 一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）（g／人・日）

R1 (基準値)		R3	R4	R5	R6	R7 (短期目標)	進捗傾向※
559	目標値	550	547	545	542	540	
	実績値	587	見込値 527	—	—		

※進捗傾向とは基準値と短期目標とを比較し見込値(R4)の目標達成に向けた進捗状況を表すもの。

【評価】

「一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）」は、令和元年度の基準値より6%（559g⇒527g）減少しており、令和7年度の短期目標をすでに達成するなど順調に推移している。

【考察】

・クリーンパーク茂原の火災に伴う燃えるごみ削減啓発

クリーンパーク茂原の火災に伴い、燃えるごみを5割削減するため、燃えるごみの約4割を占める生ごみの削減、資源ごみの分別徹底、食品ロス削減などを様々な機会や場、媒体を活用しながら、周知啓発するとともに、水切り器の無料配布や生ごみ処理機設置費補助制度の拡充など、新たな施策を展開したことにより、ごみ削減に対する関心が高まり、市民の行動変容が広がったものと考えられる。

・食品ロスに関する意識の向上 参考資料3参照

令和4年度に実施した組成分析調査の結果、令和元年度の調査と比較して食品ロスの発生は2.2%減少しており、また、フードドライブの通年受付により市民や企業などの参加者が増加傾向にあることから、食品ロス問題に関する意識が向上しているものと考えられる。しかしながら、依然として一定量の食品が混入していることから、食品ロス削減に関する意識醸成や行動変容が十分には浸透していないものと考えられる。

・焼却ごみへの資源物の混入 参考資料3参照

令和4年度に実施した組成分析調査の結果、令和元年度の調査と比較して「プラスチック製容器包装」の混入は2.2%減少、「資源化できる紙類」の混入は1.1%減少している。しかしながら、依然として一定量の資源物が混入していることから、正しい分別に関する理解と行動変容が十分には浸透していないものと考えられる。

【今後の方向性】

・クリーンパーク茂原の火災に伴い広がった、ごみの削減や発火性のある危険ごみの分別徹底に関する意識醸成・行動変容を今後も継続するため、ごみの減量化・資源化に向けた取組を引き続き行う必要がある。

⇒各施策事業の令和5年度の取組内容は別紙1を参照

(2)【基本指標 2】 事業系ごみ排出量（資源物以外）（t / 年）

R 1 (基準値)		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 (短期目標)	進捗傾向※
43,425	目標値	42,648	42,253	41,858	41,455	41,100	
	実績値	38,323	見込値 36,987	—	—		

【評価】

「事業系ごみ排出量（資源物以外）」は、令和元年度の基準値より約 15% (43,425 t ⇒ 36,987 t) 減少しており、令和 7 年度の短期目標をすでに達成するなど順調に推移している。

【考察】

・新型コロナウイルス感染症による影響

コロナ禍における市民の生活様式の変容や経済活動の低下等に伴う、外食機会の減少（大人数での宴会の自粛やテイクアウトの需要の増加）、飲食店の営業時間の短縮等の影響などによるものと考えられる。

・分別の徹底による削減

戸別訪問指導や研修会などを活用した周知啓発の実施により、分別の徹底が進むなど、取組の効果が得られていると考えられる。

【今後の方向性】

・クリーンパーク茂原の火災に伴い広がった、ごみ削減に関する意識醸成・行動変容を今後も継続するため、ごみの減量化・資源化に向けた取組を引き続き行う必要がある。
⇒各施策事業の令和 5 年度の取組内容は別紙 1 を参照

(3)【基本指標 3】 最終処分量（埋立量）（t / 年）

R 1 (基準値)		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 (短期目標)	進捗傾向※
22,648	目標値	20,822	19,919	18,939	18,053	17,200	
	実績値	18,677	見込値 28,885	—	—		

【評価】

「最終処分量（埋立量）」は、令和元年度の基準値より約 28% (22,648 t ⇒ 28,885 t) 増加したが、クリーンパーク茂原の火災の影響によるものであり、引き続き令和 7 年度の短期目標の達成に向けて取り組む。

【考察】

・クリーンパーク茂原の火災に伴うスラグ化の停止による最終処分量の増加

クリーンパーク茂原の火災に伴い、スラグ化を停止[※]したことにより、焼却主灰を減容化（減量化）できなかったことから、令和 4 年度最終処分量が増加した。

※ 焼却主灰をスラグ化できるのはクリーンパーク茂原のみ

【今後の方向性】

・計画的な最終処分の実施

引き続き、ごみの減量化・資源化の推進による最終処分量の削減を図り、計画的な最終処分の実施や最終処分場の適切な維持管理を確保する。

2 令和4年度基本施策および各施策事業の取組状況と令和5年度取組について

- (1) 令和4年度の基本施策及び各施策事業の取組状況について・・・別紙1
ごみ処理基本計画における、3つの基本方針及び7つの基本施策に基づく6つの取組指標と23の施策事業について、令和4年度に行った取組内容の進捗を確認し評価を行う。
⇒・各施策事業の取組状況詳細は別紙1の「今年度の取組」「評価」「課題」参照
・ごみ処理基本計画の体系については参考資料1参照
- (2) 令和5年度のごみ処理実施計画（案）について・・・別紙1
3つの基本指標の短期目標（R7）の達成を目指すため、令和4年に実施した各取組における評価、課題を踏まえ、令和5年度の取組内容を検討し、「令和5年度ごみ処理実施計画」に位置付ける。
⇒・詳細は別紙1「令和5年度取組内容」、別冊（P7～17）参照
・別紙1の「令和5年度実施計画の取組内容」と別冊の「取組内容」は同内容となっており、公表については、別冊をもって「令和5年度ごみ処理実施計画」とする。
- (3) 主な新規・拡充事業
- ・生ごみ処理機設置費補助制度の補助上限額の拡充
補助上限額)・電動式：30,000円 ⇒40,000円
・非電動式：5,000円 ⇒6,000円
 - ・電池類のごみステーション収集・・・別紙2
収集車やごみ処理施設の火災リスクを軽減するため、今までごみステーションに出せなかった家庭から排出される充電式電池やモバイルバッテリー等を「危険ごみ」として令和5年度よりごみステーション収集を開始する。
危険ごみを「電池類」と「その他危険ごみ」の2分別とする。
 - ・「電池類ごみ袋」を活用した電池類分別の周知啓発
 - ・分別冊子「資源とごみの分け方・出し方」の全戸配布

3 収集運搬・中間処理・最終処分体制

これまでの5種13分別から、危険ごみに「電池類」の区分を追加し5種14分別とし、ごみステーション収集や拠点回収等による適正な収集運搬体制を維持する。

中間処理体制については、現行の焼却施設や資源化施設における適正な処理体制を継続するとともに、最終処分体制については、現行の最終処分場における適正な処分体制を継続する。

(1) 収集運搬体制

- ・ 5種14分別の実施（電池類の追加）
- ・ 家庭系ごみは、委託による行政回収
- ・ 事業系ごみは、排出者責任による自己搬入、又は一般廃棄物収集運搬許可業者への委託による搬入
- ・ ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者等について、戸別訪問によるごみ収集を実施

(2) 中間処理体制

- ・ クリーンセンター下田原・クリーンパーク茂原において焼却処理
- ・ クリーンパーク茂原リサイクルプラザにおいて不燃ごみ、粗大ごみ、びん・缶類、ペットボトルを資源化のため選別・圧縮・梱包
クリーンパーク茂原リサイクルプラザにおいて電池類を資源化のため選別（新たに民間事業者へ資源化を委託）
- ・ エコプラセンター下荒針においてプラスチック製容器包装、白色トレイを資源化のため選別・圧縮・梱包
- ・ 民間資源化施設において紙・布類等を資源化のため選別・圧縮・梱包

(3) 最終処分体制

- ・ エコパーク下横倉において最終（埋立）処分